

公 告
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会委員長より通知があったので，次のとおり公表する。

平成26年7月7日

茨城県監査委員	磯崎久喜雄
同	森田悦男
同	小沼均
同	齋藤良彦

<p>監査対象機関名 茨城県立下館第二高等学校</p>	<p>監査実施年月日 平成 26 年 2 月 25 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 ブライトホール学習室の改修において、担当者が本来の手続きを経ることなく特定の業者を決定し工事を行わせていたこと、また、工事完了までそれを確認できなかったチェック体制の不備は適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項については、茨城県財務規則に沿った取扱いを徹底するとともに、再発防止のためチェック体制をより一層強化し、同様な誤りが二度と生じないよう適正な事務処理に努めることとした。</p>	
<p>監査対象機関名 教育庁高校教育課</p>	<p>監査実施年月日 平成 26 年 2 月 28 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の平成 23 年度収入未済額の一部しか平成 24 年度に繰り越ししていなかったこと、及び収入未済額の年度を誤って収納していたことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 過年度分の調定繰越については、奨学金事務処理マニュアルを作成し、マニュアルを奨学金担当者全員に持たせ、事務処理の相互チェックを行うこととした。 収入済額の誤りについては、歳入整理表と奨学金システムの突合をする際に、担当者だけのチェックだけでなく、複数人で複数回のチェック体制をとることとした。</p>	